

(目的)

第1条 市は、市が設置する小学校の児童又は中学校の生徒(以下「児童等」という。)の体力の向上及び健全育成を図ることを目的として、児童等の運動競技会又は文化関係大会への参加に要する経費に対し、予算の範囲内において選手等派遣旅費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

2 補助金の交付に関しては、宇和島市補助金等交付規則(平成17年規則第47号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次条に規定する大会等に参加する児童等が所属する団体(地域クラブを含む。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、別表第1の左欄に掲げる児童等の区分に応じた同表の中欄に掲げる大会等(以下「大会等」という。)への参加であって、その参加に当たり市から他の補助金等の交付を受けていないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する事業を行うために必要な経費であって、別表第2に掲げるものとする。

(補助算定基準)

第5条 補助金の額は、大会等に参加する児童等(出場登録をした者及び市長が適当と認めるものに限る。)に係る別表第2に掲げる経費の合計額を限度とする。なお、別表第2の各費目で1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(様式第2号)

(2) 補助金額算定計算書

(3) 出場者名簿

(4) 開催地(会場)一覧

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付(変更)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更、中止又は廃止)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、補助事業の内容、補助金の額及び財源配分、予定期間等の変更をしようとするときは、宇和島市選手等派遣旅費補助金変更交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の収支予算書(様式第2号)

(2) 変更後の補助金額算定計算書

(3) 変更後の出場者名簿

(4) 変更後の開催地(会場)一覧

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付(変更)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、宇和島市選手等派遣旅費補助事業中止(廃止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)後30日以内に、宇和島市選手等派遣旅費補助金事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第7号)

(2) 大会参加結果一覧

(3) 領収書等支出を確認できる書類の原本

(補助金の交付時期及び方法)

第10条 補助金の交付時期は、補助事業が申請どおり完了したことを調査確認した後とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市会計規則(平成17年規則第50号)様式第9号—3に定める請求書を市長に提出しなければならない。
(決定の取消し及び補助金の返還)
- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
(2) この要綱に基づき市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
(3) 補助事業の実施額がその予算額に比較して著しく減少したとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の実施について不正の行為があったとき。
(目的外使用の禁止)
- 第12条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の目的に使用してはならない。
(関係書類の保管)
- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
(その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年1月12日要綱第1号)
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年10月1日要綱第35号)
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請がされた補助金について適用し、同日前に申請がされた補助金については、なお従前の例による。
- 附 則(令和3年3月31日要綱第160号)
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 附 則(令和4年4月1日要綱第129号)
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 附 則(令和5年4月1日要綱第111号)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則(令和6年3月31日要綱第63号)
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請がされた補助金について適用し、同日前に申請がされた補助金については、なお従前の例による。
- 附 則(令和7年3月17日要綱第13号)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 別表第1(第3条関係)

区分	対象となる大会等	摘要
中学校 生徒	中学校総合体育大会	県大会 四国大会 全国大会

	中学校新人総合体育大会	南予大会 県大会
	中学校駅伝競走大会	県大会 全国大会
	NHK全国学校音楽コンクール	県大会以上
	吹奏楽コンクール	県大会 四国大会 全国大会
	アンサンブルコンテスト	南予大会 県大会 全国大会
小学校 児童	市小学校水泳記録会	島部児童旅費のみ
	市小学校陸上運動記録会	島部児童旅費のみ
	県小学校陸上運動記録会	県大会
	NHK全国学校音楽コンクール	県大会以上
児童等	国、地方公共団体、学校体育団体若しくは学校文化団体の主催又はこれらの団体との共催の大会のうち教育委員会が認めた大会	県大会を勝ち抜き、県代表として参加する場合に限る。

別表第2(第4条、第5条関係)

費目	算出方法
交通費	楽器等の大量の荷物を輸送する経費を含み、宇和島市から開催地までの最も合理的かつ経済的な交通手段(貸切バス、JR、路線バス、船舶等)の実費。ただし、地域クラブ所有のバス等を利用する場合は除き、航空機又はタクシーの利用は、合理的な理由があると市長が認める場合に限る。なお、地域クラブが貸切バスやタクシー等を利用した場合は、利用又は委託費用を運転手以外の乗車人数のうち第1条で規定する児童等が占める割合で按分した額。
宿泊費	会場が南予地方局管外である次の各号のいずれかに該当する大会に出場する場合に、それぞれ当該各号に掲げる額に必要な最低限の宿泊日数を乗じて得た額を上限として、大会当日の出発では対応できない場合において宿泊に要した実費 (1) 愛媛県大会 1人当たり1泊9,000円 (2) 四国大会 1人当たり1泊9,000円 (3) 全国大会 1人当たり1泊10,000円
参加費	大会主催者、各競技連盟等が徴収する大会参加費の実費 団体参加費の場合は、出場登録者のうち第1条で規定する児童等が占める割合で按分した額。

様式第 1 号（第 6 条関係）

宇和島市選手等派遣旅費補助金交付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度において次のとおり補助金を交付されたく、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

申 請 額							円
事 業 名							
目 的							
内 容							
事 業 費	予 算 額	財 源 内 訳					
		市補助金				計	
	円	円	円	円	円	円	
同上財源の割合		%	%	%	%	100%	
予 定 期 間	着手	年	月	日	完了	年 月 日	
効 果 見 込 み							
そ の 他 特 記 事 項							

- 添付書類 1 収支予算書（様式第 2 号）
2 補助金額算定計算書
3 出場者名簿
4 開催地（会場）一覧

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

様式第 3 号（第 7 条、第 8 条関係）

宇和島市選手等派遣旅費補助金交付（変更）決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日申請のあった標記補助金は、次のとおり決定したので通知します。

事 業 名	
交 付 決 定 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交 付 の 条 件 及 び 指 示	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2) 補助事業の完了後、30 日以内に実績報告書を提出すること。 (3) この補助事業については、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。 (4) 宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱第 1 1 条各号のいずれか又は宇和島市補助金等交付規則第 1 1 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することがある。 (5) (4) により取り消し、又は変更した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。

様式第 4 号（第 8 条関係）

宇和島市選手等派遣旅費補助金変更交付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付 指令第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、
次のとおりその内容等を変更したいので、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱第 8 条の規定
により関係書類を添えて申請します。

事 業 名						
目 的						
変 更 の 内 容						
事 業 費	予算総額	財 源 内 訳				
		市補助金				計
	(1) 当 初	円	円	円	円	円
	(2) 変 更 後	円	円	円	円	円
(3) 差 額 (増 減)	円	円	円	円	円	円
変更後の財源の割合			%	%	%	100%
変更後の予定期間	着手	年 月 日				
	完了	年 月 日				
そ の 他 特 記 事 項						

- 添付書類 1 変更後の収支予算書（様式第 2 号）
2 変更後の補助金額算定計算書
3 変更後の出場者名簿
4 変更後の開催地（会場）一覧

様式第 5 号（第 8 条関係）
宇和島市選手等派遣旅費補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日

宇和島市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

次のとおり、補助事業を中止（廃止）したいので、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

事 業 名			
交 付 決 定 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年 月 日 第 号	交 付 決 定 額	円
中 止（廃 止）の 理 由			
中 止（廃 止）年 月 日	年 月 日		
今後再施行の見込みがあるときはその内容及び時期			

様式第 6 号（第 9 条関係）

宇和島市選手等派遣旅費補助事業実績報告書

年 月 日

宇和島市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度において 指令第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、
宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて報告します。

交 付 決 定 額	円					
事 業 名						
事 業 費	決 算	財 源 内 訳				
	総 額	市補助金				計
	円	円	円	円	円	円
同 上 財 源 の 内 訳		%	%	%	%	1 0 0 %
期 間	着手	年	月	日	完了	年 月 日
効 果						
そ の 他 特 記 事 項						

- 添付書類 1 収支決算書（様式第 7 号）
2 大会参加結果一覧
3 領収書等支出を確認できる書類の原本

様式第7号（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

区 分	予算額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	摘 要
計				

2 支出の部

区 分	予算額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	摘 要
計				

収入 円－支出 円＝差引残高 円
決算終了年月日 年 月 日